

住基カードは本人確認に便利です

役場や銀行等の窓口に行ったときに「顔写真の付いた本人確認の書類をお見せください。」と言われることはありませんか。そのときに持っていないと「ほかのいろいろな書類を見せてください。」と言われる戸惑ってしまいます。

運転免許証等を持っていない人は、なかなか顔写真の付いた本人確認の書類を持つていることがありませんよ。



↑写真なしの住基カード
(氏名のみ記載になります)



↑写真ありの住基カード
(生年月日、氏名、住所、性別、顔写真がある記載になります)

本人確認にはこちらが便利です。

住基基本台帳カード（略して「住基カード」）は住民登録のある市町村で作れる本人確認の時に便利なカードです。

ただし、住基カードには写真がないものと写真が付いているものがありますが、写真付きの住基カードでないと、本人確認の書類として利用できませんのでご注意ください。

本人確認が必要なときの例

- 航空各社の各種割引運賃適用のとき
- 献血をするとき
- フィットネスクラブの入会のとき
- ゴルフ場利用税の非課税の証明書類として
- 外国へ向けての支払い等の特定為替取引のとき
- 利子、配当、償還金等の支払いを受けるとき
- 障害者等の少額預金の利子所得非課税等の申請のとき
- 書留郵便などの受け取りのとき
- 戸籍謄本・住民票などの証明書の申請をするとき
- 養子縁組・養子離縁・婚姻・離婚等の戸籍の届出をするとき
- パスポートの申請をするとき
- 行政機関の個人情報開示請求のとき
- 金融機関の口座を新規開設するとき
- 携帯電話やクレジットカードなどの契約をするとき
- 成人識別たばこ自動販売機での購入で必要になる「taspo（タスポ）」の作成申請のとき

申請方法

- 月々金曜日の午前9時～午後5時に受付
- 500円
- 住民課（各出張所では申請のみ受け付けています）
- ▽有効期間：発行の日から10年間
- ▽申請時に持ってくるもの：認印、写真付きの場合はその写真1枚（たて4.5cmよこ3.5cmの6ヵ月以内に撮影したもので正面、無帽、無背景のもの。カラー・白黒どちらでも可）
- ▽交付時に持ってくるもの：顔写真の付いた官公署が発行した本人確認の書類（本人確認の書類がない場合は申請時に申し出てください。本人確認の代わりになる書類を送ります）
- ※申請及び交付は原則本人になります。
- ※申請して交付までは1週間程度かかります。
- 住民課 住民グループ ☎ 820-5604

国民年金保険料の免除制度について

国民年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。

国民年金の保険料は、1万4千410円（平成20年度）ですが、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

●全額免除制度

申請により保険料の全額（1万4千410円）が免除されます。

●一部納付（一部免除）制度

申請により保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部納付は3種類です。それぞれの納付額は次のとおりです。

一部納付表	
納付額	保険料額
4分の1	3,600円
2分の1	7,210円
4分の3	10,810円

さらに、30歳未満の人に「若年者納付猶予制度」があります。

●若年者納付猶予制度

申請により保険料の納付が猶予されます。保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親（世帯主）と同居している若者は、保

険料免除制度を利用することができません。他の年齢層に比べ所得が少ない若年層（20歳代）の人が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態である、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

※学生及び任意加入被保険者の人は、対象外です。

※学生の人で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

■ 広島南社会保険事務所 ☎ 253・7710、住民課 保険年金グループ ☎ 820・5604

国民健康保険 退職者医療制度について

この制度は、長い間勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入している人のうち、老齢（退職）年金を受けている人とその被扶養者が、医療を受ける制度です。

- 対象者は、次の条件すべてを満たす人とその被扶養者です。
- ①国民健康保険に加入している人
 - ②65歳未満の人
 - ③後期高齢者医療制度の対象者でない人
 - ④厚生年金や各種共済組合などの老齢（退職）年金を受けていて、これらの年金制度の加入期間が20年以上（または40歳以降の加入期間が10年以上）ある人

条件を満たしている人で、現在、一般被保険者証を持っていない人は、保険証、年金証書、印鑑をもって申

国民健康保険 高齢受給者証の更新について

現在70歳～74歳の国民健康保険加入者の人にご利用いただいております。「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日(木)までとなっております。

新しい受給者証（桃色）を7月末までに郵送させていただきます。

受給者証をお持ちの人で8月になっても新しい受給者証が届かない人は、住民課までご連絡ください。

■ 住民課 保険年金グループ ☎ 820・5604